

千葉県福祉サービス第三者評価機関の認証申請について

福祉サービス第三者評価とは、サービスの質の向上を目的として、事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

福祉サービス第三者評価機関として評価活動を行うには、県の認証を受ける必要があります。

1 申請方法及び手続

千葉県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という）第3条及び第6条の規定により、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付の上、千葉県庁に提出してください。

2 受付期間

令和6年12月9日（月）～令和7年2月17日（月）

※ 相談・持参で来庁する場合は必ず事前に電子メール又は電話で希望日時を御連絡ください。

※ 受付時間：9時00分～16時30分（ただし、開庁日に限る。）

3 申請書類

別記のとおり ※各1部提出（紙での提出の場合、可能な限り両面印刷をお願いします。）

4 第三者評価機関の認証について

（1）主な認証要件（認証要綱第2条、第6条）

- ・ 法人格を有し、県内に事務所があること。
- ・ 組織、経理、人員、運営などに関する規程が整備されていること。
- ・ 本県の養成研修等を修了した評価調査員で、基準に定める人数以上が所属していること。
- ・ 当該法人が評価しようとする福祉サービスを当該法人が自ら提供していないこと。
- ・ 現在認証を受けている申請者にあつては、認証期間中に評価実績があること。

※ その他、認証要綱を必ず御確認ください。

（2）認証審査

申請者が認証要綱第2条の要件を満たしているか否かを審査し、認証結果を通知します。

（3）認証の有効期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

5 書類提出 ・ 問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 法人指導班（本庁舎13階）

TEL : 043-223-2351（担当：中島）

FAX : 043-222-6294

MAIL : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

※ よくあるお問合せについては別紙「認証申請FAQ」に記載されているので御確認ください。

福祉サービス第三者評価機関認証に係る申請書類一覧

0	福祉サービス第三者評価機関認証申請書（第1号様式）
1	定款（評価に関して定款に定めがないため定款の変更が必要な場合は変更申請の内容を記したもの）、寄付行為等
2	法人登記簿謄本（写し可能_交付から3ヶ月以内）
3	決算書（貸借対照表、損益計算書を含む）
4	法人の事業計画書または事業概要（パンフレット等）
5	組織及び運営に関する事項を記載した書面（運営規程、業務規程等）
6	法人の役員及び会員の状況（第1号様式（その2））
7	法人の役員の氏名、役職名及び履歴を記入した書類（書式は自由）
8	会員制度がある場合には会員名簿（書式は自由） ※ 会員制度がない場合には確認欄に「該当なし」と記入してください
9	委員会を設けた場合に構成するすべての委員名簿（第1号様式（その3）） ※ 委員会がない場合には確認欄に「該当なし」と記入してください
10	評価調査員予定者名簿（第1号様式（その4））
11	福祉サービス提供の有無にかかる誓約書（第1号様式（その5）） ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は押印をお願いします
12	苦情窓口及び処理に関する規程
13	第三者評価に関する守秘義務規程
14	第三者評価に関する倫理規程
15	標準的な評価の流れを示す書類、料金表